

「校区ふれあいレインボー」推進会議会則

【名 称】

第1条 この会議は、「校区ふれあいレインボー」推進会議といい、事務局を須恵町立須恵第三小学校内のコミュニティ事務局に置く

【目 的】

第2条 この会議は、地域の人々が出会う機会を多くもち、楽しく有意義にふれあい、学び合い、相互の理解を深め、思いやりと助け合いのある豊かな人間関係の確立と、生涯を通じて安心して、しかも充実した生活が営まれる地域づくりを目的とする

【会 議】

第3条 この会議は、定例会議と臨時会議とする

- 1 定例会議は年4回開催し、会員の過半数の出席をもって成立する
- 2 臨時会議は会員の過半数の要請または会長が必要と認めた場合
- 3 臨時会議における議事決定事項は、次回定例会議にて報告しその承認を受けなければならない

【活 動】

第4条 この会議は、前条の目的を実現するために、構成員の積極的な協力により、以下の活動を行う

- 1 全体の年間活動計画の策定
- 2 予算案の策定
- 3 地域への啓発
- 4 講演会の企画・運営
- 5 各団体の行事の精選・合同企画の奨励・交流を図るための行事の企画等
- 6 規約づくり、改正
- 7 その他必要な事項

【構 成】

第5条 この会議は、

校区における代表として（25名）

各区長6名、各分館主事6名、各老人会代表者7名
子ども会育成会6名

学校代表として（11名）

小学校（校長、教頭、教務主任、教師代表6名）9名
中学校代表1名、アザレア幼稚園代表1名

PTA 代表として (6名)

小学校 3名、PTA 地域環境委員代表 1名、中学校 1名、
第三小学校おやじの会 1名

行政代表として (12名)

社会教育委員代表、スポーツ推進委員代表 2名、青少年指導員代表
消防団代表、交通指導員代表、まちづくり課代表、社会教育課代表
コミュニティ事務局長 1名、主事 2名

顧問

若干名 で構成する

【役員会及び役員の任務】

第6条 本会に下記の役員をおき、この会議の会員の中から互選し役員会とする

会長 1名 本会を代表し、会務を統轄する

(区長及び区長経験者)

副会長 3名 会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする

(区長代表、分館主事代表、教頭)

理事 4名 会長の指示を受けて、本会の会務を執行する

(老人会代表 1名、PTA 役員代表 2名、育成会代表)

事務局 3名 会に関わる年間計画を立案し、事業の実務を行い、記録を整理し

レインボー事業を円滑に運営・継続し、かつ、会に関わる経費を収納・支
出し、正確な記録を行う。また決算をこの会議に報告する

顧問 若干名 本会の運営等についての指導・助言を行う

(会長経験者、校長)

【役員会の活動】

第7条 役員会の任務は以下のとおりとする

1 会議に提案をする原案づくり

2 文書の保管

3 会合の招集並びに通知・諸連絡

4 会計事務の確認

5 提言の原案づくり

6 その他必要な事項

【役員の任期】

第8条 会長の任期は2年とし、役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員
に欠員が生じた場合は、役員会で選出し、推進会議で決定する。任期は前任者の残存
期間とする

【会長の選考】

第9条 会長の選考は、現会長が役員の中から会長選考委員会（若干名）を委嘱し、推進会議で承認を得るものとする

【経費】

第10条 本会議にかかる経費については、地域並びにPTA、町の補助をもってあてるものとする

【改正】

第11条 この会則の改正は、「校区ふれあいレインボー」推進会議において、出席者の過半数の賛成で行う

【会計監査】

第12条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く

- 1 監査委員は、役員会で選考・選出する
- 2 監査委員の任期は、1年とする
- 3 監査委員は、会計の収支において年一回以上監査し、推進会議において報告する

【付則】 この会則は、平成10年7月21日から施行する

- | | | | |
|----|-------|-------|------|
| 1 | 平成11年 | 3月 5日 | 一部改正 |
| 2 | 平成12年 | 7月13日 | 一部改正 |
| 3 | 平成13年 | 3月 9日 | 一部改正 |
| 4 | 平成13年 | 5月10日 | 一部改正 |
| 5 | 平成14年 | 3月 8日 | 一部改正 |
| 6 | 平成15年 | 3月 7日 | 一部改正 |
| 7 | 平成16年 | 3月 9日 | 一部改正 |
| 8 | 平成17年 | 5月13日 | 一部改正 |
| 9 | 平成19年 | 5月17日 | 一部改正 |
| 10 | 平成20年 | 5月15日 | 一部改正 |
| 11 | 平成21年 | 5月15日 | 一部改正 |
| 12 | 平成22年 | 5月14日 | 一部改正 |
| 13 | 平成23年 | 5月17日 | 一部改正 |
| 14 | 平成25年 | 5月14日 | 一部改正 |
| 15 | 平成26年 | 5月13日 | 一部改正 |